

財形制度に関する今後の検討における主な視点

勤労者財産形成促進制度のこれまでの経緯

財形制度は、1971年の創設以降、勤労者を取り巻く社会や経済の状況の変化を踏まえ、様々な見直しを行ってきた。

財形制度の改正の主な事項

1971（昭和46）年	勤労者財産形成促進法 公布・施行 「一般財形貯蓄」（非課税限度額100万円）の創設
1975（昭和50）年	非課税限度額を100万円から500万円に引上げ 財形貯蓄を行う勤労者に事業主拠出による上乗せ給付を行う「財形給付金制度」の創設
1977（昭和52）年	財形貯蓄を行う勤労者に住宅等への融資を行う「財形融資制度」の創設
1978（昭和53）年	財形給付金制度の運用方法の多様化のため「財形基金給付金制度」の創設
1982（昭和57）年	「財形年金貯蓄」の創設
1988（昭和63）年	「財形住宅貯蓄」の創設・一般財形貯蓄の非課税措置の廃止
1991（平成 3）年	一般財形貯蓄の加入年齢要件（55歳未満）の撤廃
1994（平成 6）年	非課税限度額を500万円から550万円に引上げ
1996（平成 8）年	中小企業における財形事務の事務代行制度の創設
1999（平成11）年	金融機関破綻時等における預替え制度を拡充
2021（令和 3）年	財形非課税貯蓄に係る手続きの電子化及び簡素化

勤労者財産形成促進制度についての論点の全体像（案）

勤労者財産形成促進制度は、1971年（昭和46）の制度創設より、累次の見直しを行ってきた。一方、勤労者を取り巻く環境を見ると、働き方の変化等により高齢期の就業が進み、就業期間が長くなっている。また、近年、賃上げが進む一方で、勤労者の生活とも関係する住宅価格の高騰も生じている。こうした、勤労者を取り巻く状況の変化や関連する閣議決定を踏まえ、勤労者の生活の安定を図る観点から、勤労者財産形成促進制度について、以下のような論点から検討してはどうか。

« 社会・経済の変化 »

- ・ 高齢期の就業が進展
- ・ 賃上げの進展や住宅価格の高騰



【社会・経済の変化を踏まえた勤労者財産形成促進制度の検討の方向性】

- ・ 高齢期における就業の進展等、就業実態の変化に応じた財形制度の環境整備についてどう考えるか。
- ・ 賃金の上昇や住宅価格の高騰等を踏まえ、勤労者の生活の安定に資する財形制度のあり方についてどう考えるか。

【今後の検討における主な視点（例）】

（１） 高齢期の就業など、勤労者の就業実態の変化に応じた財形制度の環境整備

- ・ 高齢期の就業の拡大・長期化を踏まえた財形制度のあり方について
- ・ 財形貯蓄の継続のためのポータビリティ向上について（預替えによる金融機関の変更等） など

（２） 賃金が上昇し、住宅価格が高騰する中で、勤労者の生活安定に資する財形制度の構築

- ・ 財形貯蓄の非課税限度額のあり方について
- ・ 住宅のニーズに合わせた財形住宅貯蓄のあり方について
- ・ 財形持家融資のあり方について など

（３） その他

- ・ 利便性の向上のための事務の簡素化等について など

勤労者財産形成促進制度についての論点（案）①

（１） 勤労者の就業実態の変化に応じた財形制度の環境整備

① 高齢期の就業の拡大・長期化を踏まえた財形制度のあり方について

・非課税となる財形貯蓄（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄）の加入開始可能年齢は55歳未満となっているが、高年齢者雇用安定法における高年齢者に関する制度の見直しや高年齢者の就業期間の長期化や転職等の就業形態の多様化など、高齢期の就業の状況の変化などを踏まえ、加入開始可能年齢の上限のあり方についてどのように考えるか。

② 財形貯蓄の継続のためのポータビリティ向上について（預替えによる金融機関の変更等）

・非課税財形のポータビリティについて、金融機関が財形業務を廃止した場合等には、これまでの貯蓄について他の金融機関に預け替えることができるかとされている。近年、金融機関における合理化や事業主における財形業務の集約化（多数行体制からの転換）等が進んでいることを踏まえ、これまで認められていなかった金融機関や事業主の都合による預替えについてどのように考えるか。

・事業主負担で追加で積み立てる財形給付金が金融機関や事業主都合で中途解約された場合に、当該解約金と財形貯蓄に係る積み立て対象となる金銭との関係についてどのように考えるか。

（２） 賃金が上昇し、住宅価格が高騰する中で、勤労者の生活安定に資する財形制度の構築

① 非課税限度額のあり方について

・財形貯蓄の非課税限度額は、年金・住宅を合算して550万円が上限とされているが、平成6年に行われた前回の上限額の引上げからの物価や賃金の情勢や住宅価格の高騰などの社会・経済状況を踏まえ、非課税限度額の上限のあり方についてどのように考えるか。

② 住宅のニーズに合わせた財形住宅貯蓄のあり方について

・非課税である財形住宅貯蓄の払出し要件は、住宅の購入や大規模なリフォームが対象とされているが、高齢期の生活に備えた自宅の小規模なリフォームや共同住宅保有者の増加に伴う共用部分への支出（修繕積立金）の増加など、住宅に対するニーズの多様化に対応する観点から、払出し要件のあり方についてどのように考えるか。

勤労者財産形成促進制度についての論点（案）②

（２） 住宅価格が高騰する中で、勤労者の生活安定に資する財形制度の構築（続き）

③ 勤労者財産形成持家融資のあり方について

- ・ 勤労者財産形成持家融資は、積立期間や金額などの一定の要件を満たす財形貯蓄を行っている者を対象として勤労者退職金共済機構等が融資を行うこととされている。金利環境やニーズの変化などを踏まえ、勤労者の利便性の向上の観点から、勤労者財産形成持家融資のあり方についてどのように考えるか。
- ・ 勤労者財産形成持家融資の利用状況が近年減少傾向にある中、民間金融機関における住宅ローンの市場環境などを踏まえ、将来的な制度の安定性の観点から、勤労者財産形成持家融資のあり方についてどのように考えるか。

（３） その他

① 利便性向上のための事務の簡素化等について

- ・ 財形制度について金融機関の事務負担や制度維持に係るコスト負担の軽減の観点から、制度の事務手続きの要件や対象商品の規制についてどのように考えるか。